

**健全な経営に向けた施策の実施
及び
使用料改定の方針**

◆ 目 次

§ 1. 下水道事業の将来像

- 1-1. 下水道事業の将来像
- 1-2. 将来像を実現するために

§ 2. 健全な経営に向けた施策の実施

- 2-1. 健全な経営に向けた施策
- 2-2. 施設管理の最適化と官民連携の検討
- 2-3. 資本費平準化債の導入
- 2-4. 水洗化の促進
- 2-5. 使用料の改定
- 2-6. 施策実施の効果

§ 3. 使用料改定の方針

- 3-1. 現行使用料体系
- 3-2. 水量区分の分析
- 3-3. 近隣市町の下水道使用料
- 3-4. 使用料改定のポイント
- 3-5. 使用料算定までの流れ
- 3-6. 【STEP 1】使用料算定期間の設定
- 3-7. 【STEP 2】使用料対象経費の算定
- 3-8. 【STEP 3】使用料対象経費の分解・配賦
- 3-9. 【STEP 4】使用料体系の設定

§ 1. 下水道事業の将来像

2

1-1. 下水道事業の将来像

下水道事業の将来像を以下に示します。

健全な経営で、安心と快適を届ける

【生活環境の改善】

家庭や事業所から出る汚水を安全に処理し、感染症や悪臭を防ぐ。

【公共用水域の水質保全】

下水処理場で汚水をきれいにしてから川や海に流すことで水質を守る。

【下水道サービスの安定的供給】

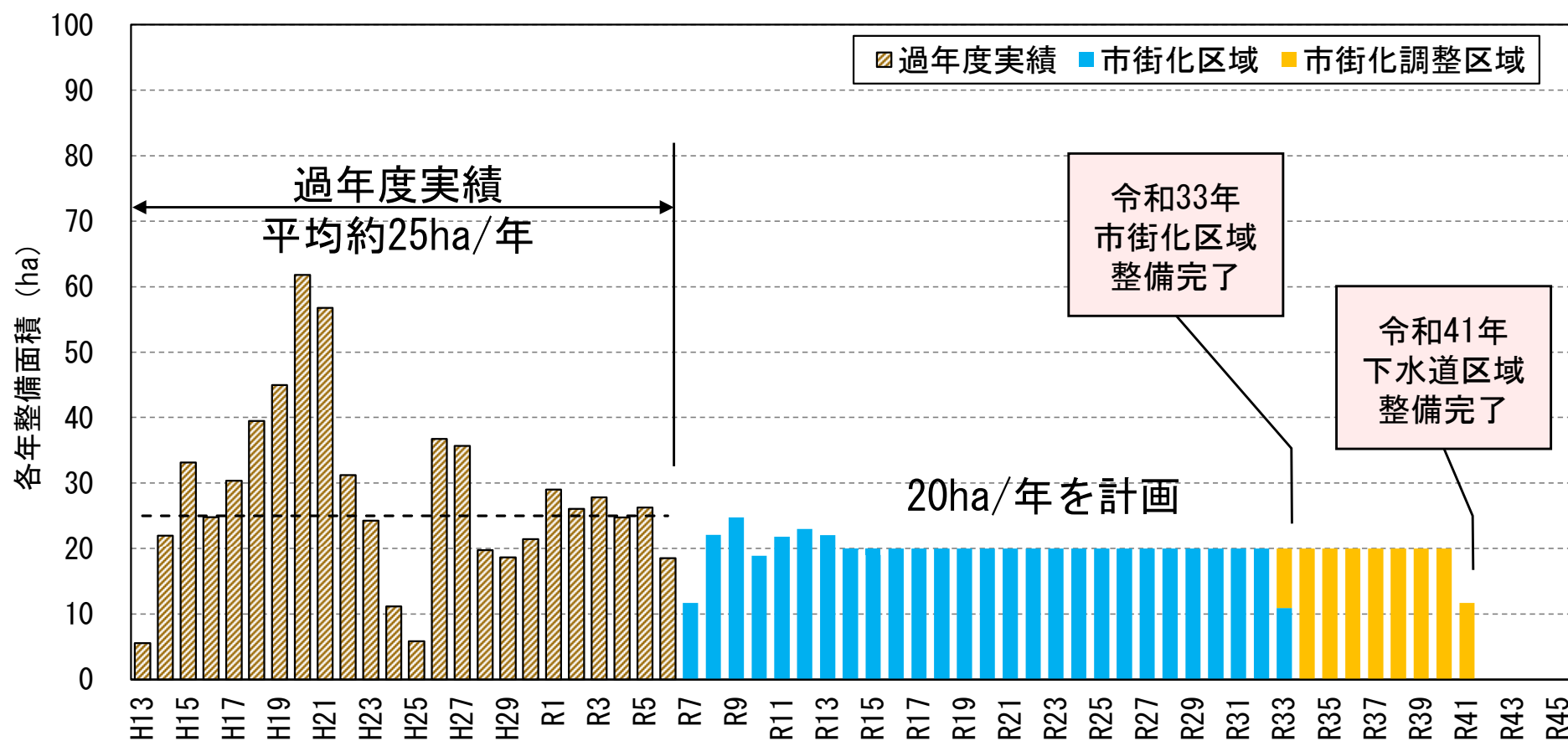
老朽化対策、効率的な維持管理で持続可能な運営を確保。

§ 1. 下水道事業の将来像

3

1-2. 将来像を実現するために

年間平均25haの整備を実施してきましたが、経営状況等を鑑み、年間20haの整備を目標として整備を進めていきます。



§ 2.健全な経営に向けた施策の実施

4

2-1. 健全な経営に向けた施策

健全な経営に向けて、以下の施策を実施します。

【実施施策】

① 施設管理の最適化と官民連携の検討

② 資本費平準化債の導入

③ 水洗化の促進

④ 使用料の改定

§ 2.健全な経営に向けた施策の実施

5

2-2. 施設管理の最適化と官民連携の検討

既存施設の適切な維持管理のため、ストックマネジメント計画の見直し及びウォーターPPPの導入検討を行います。

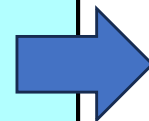
適切な維持管理

【ストックマネジメント計画の見直し】

- ・ 適切な点検調査の実施
- ・ 効率的な改築更新計画

【ウォーターPPPの導入検討】

- ・ 民間企業の技術などを活用



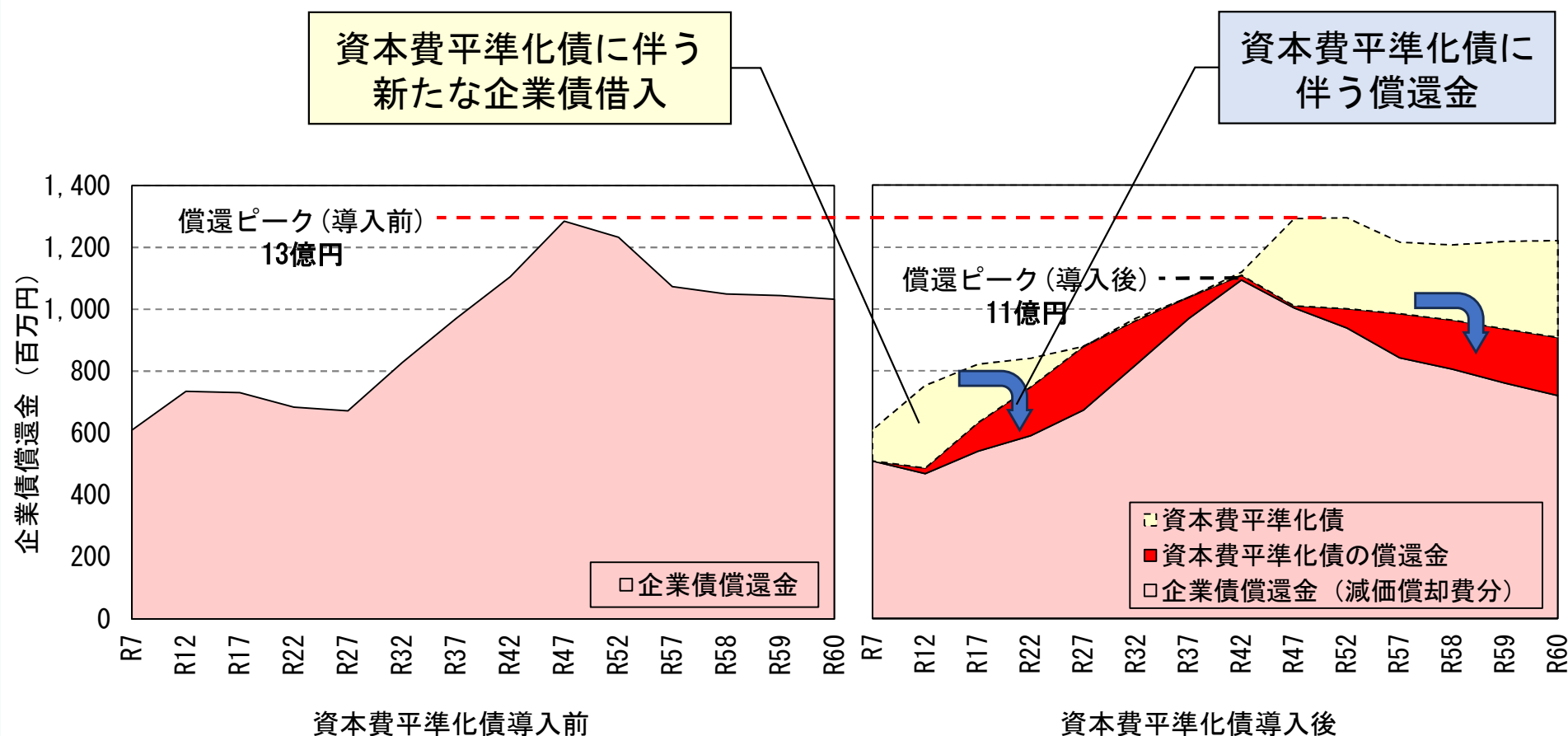
- ・ 重大な事故を未然に防止
- ・ 運営コスト削減
- ・ 将来的な改築更新費用の平準化

§ 2.健全な経営に向けた施策の実施

6

2-3. 資本費平準化債の導入

将来的な企業債の元金償還ピークを制御し、負担の平準化を図るため、資本費平準化債を導入します。



§ 2.健全な経営に向けた施策の実施

7

2-4. 水洗化の促進

水洗化率の向上を図るため、以下の施策について検討を進めます。

＜アンケートの配布＞
住民の意向などを把握



＜情報の公開＞
事業の進捗などを共有



＜個別訪問＞
住民理解を深める



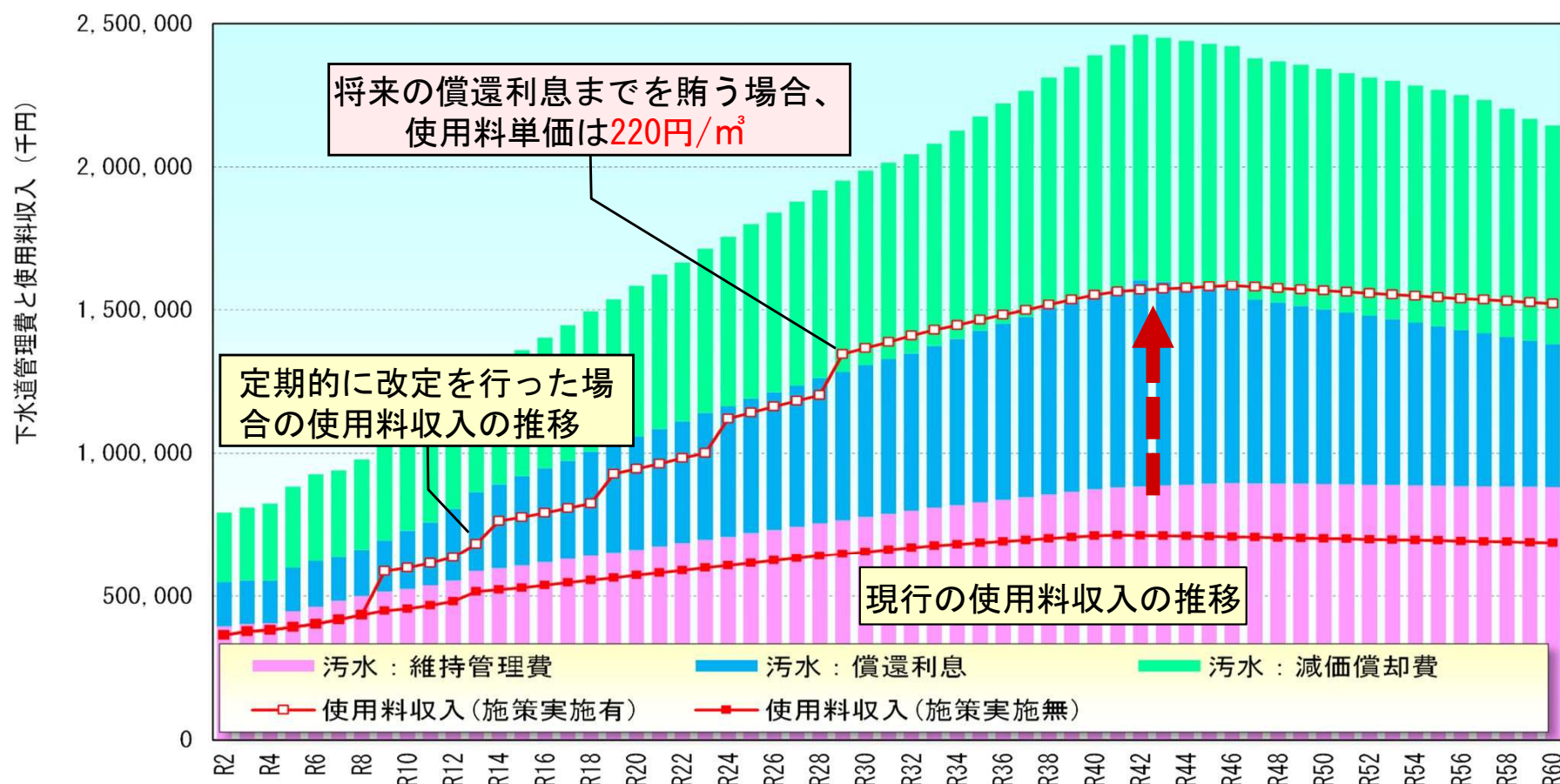
適正で安定した使用料収入の確保

§ 2.健全な経営に向けた施策の実施

8

2-5. 使用料の改定

将来の維持管理費や償還利息を適正な使用料収入にて賄うため、使用料改定を実施します。

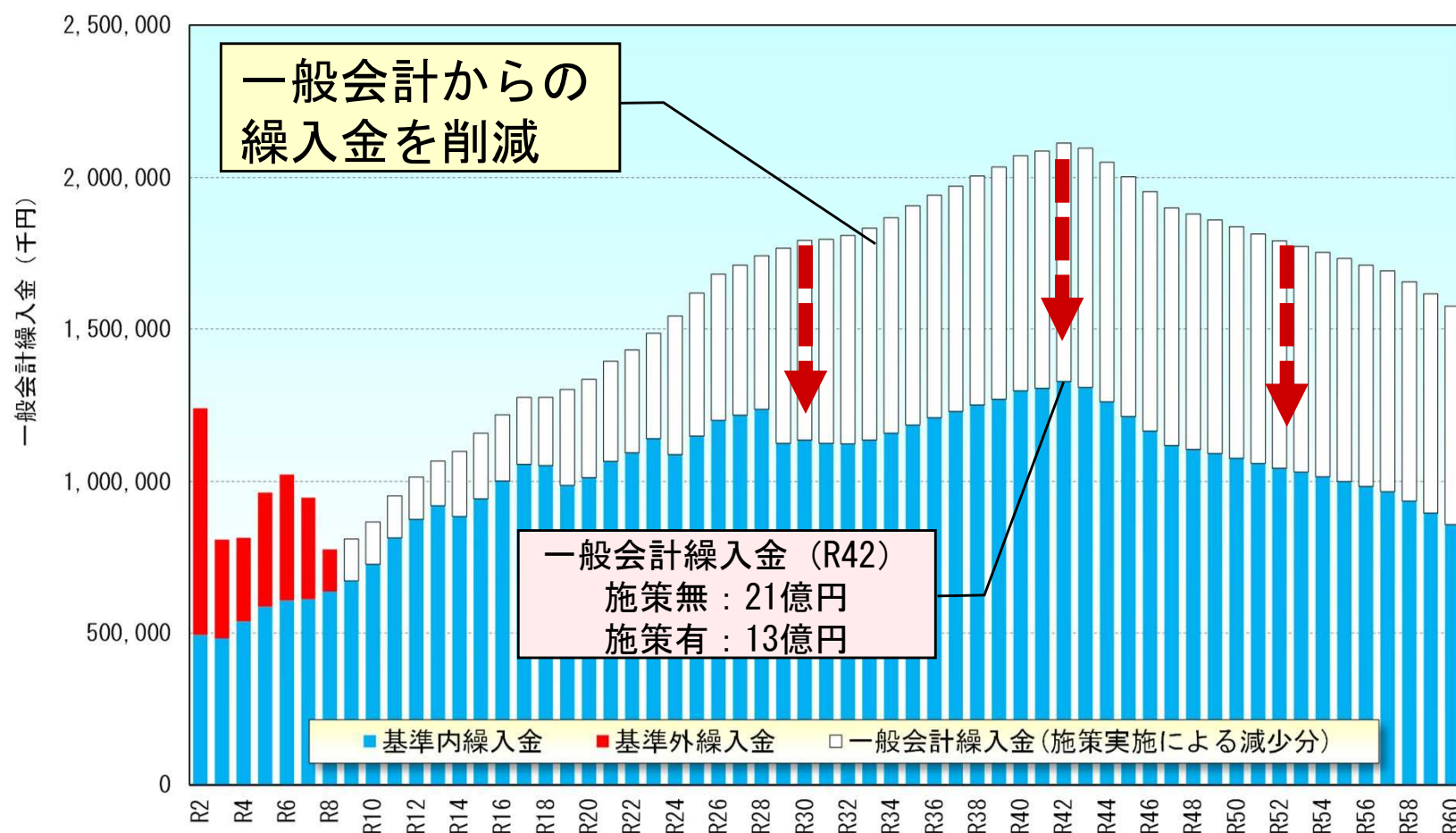


§ 2.健全な経営に向けた施策の実施

9

2-6. 施策実施の効果（1/2）

各施策の実施により、一般会計繰入金を削減することができます。

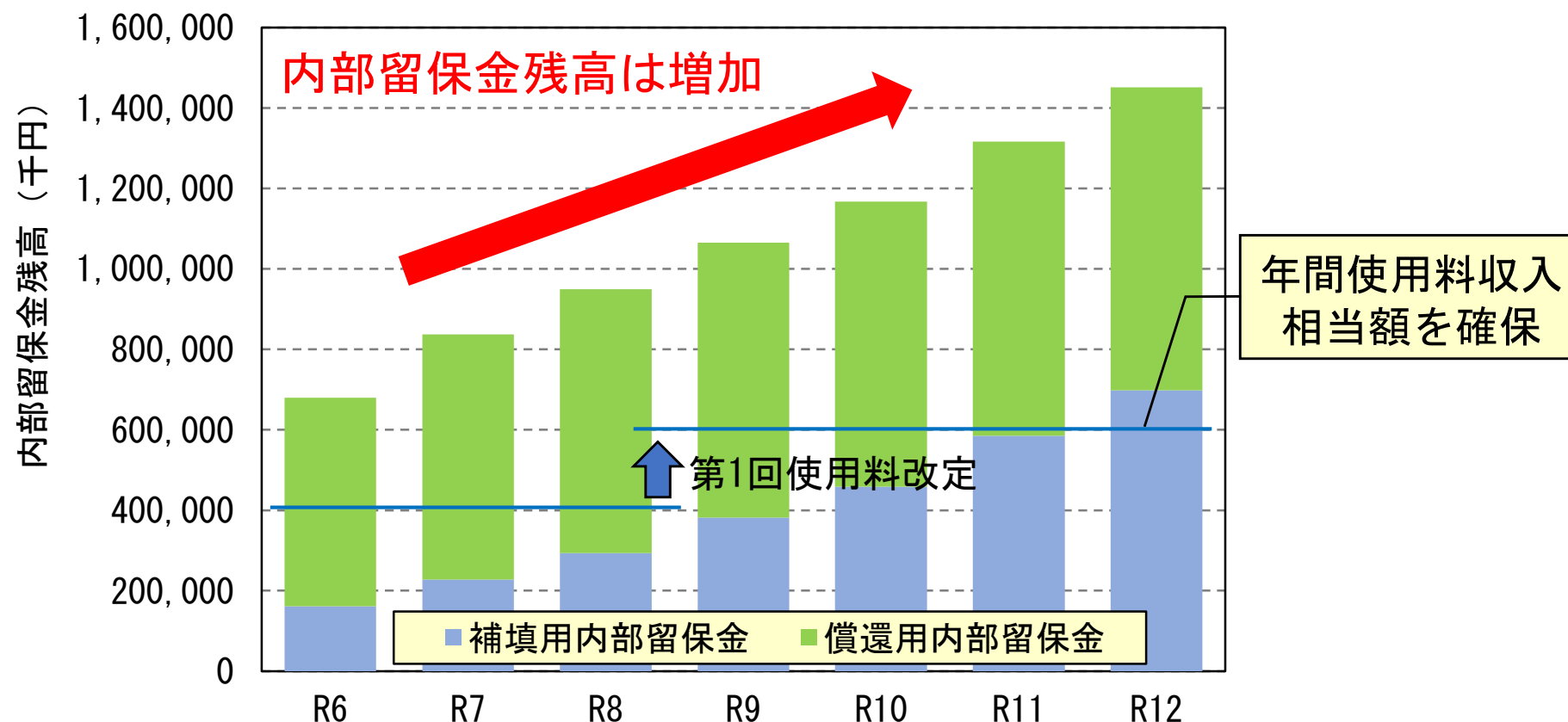


§ 2.健全な経営に向けた施策の実施

10

2-6. 施策実施の効果（2/2）

各施策の実施により、内部留保金の減少を抑えつつ、将来の財政余力を確保できます。



§ 3.使用料改定の方針

11

3-1. 現行使用料体系（1/2）

現行の使用料体系は二部使用料制を採用しています。使用水量の多寡に応じて公平な負担を実現できるため、多くの自治体で採用されています。

二部使用料制
下水使用料を基本使用料と従量使用料に分けて考える制度

基本使用料

使用水量の有無にかかわらず負担するものであり、施設維持管理費などの固定的な経費に充てられる。

従量使用料

使用水量に応じて算定されるもので、水量の多寡によって変動する動力費などの経費に充てられる。

§ 3.使用料改定の方針

12

3-1. 現行使用料体系（2/2）

現行料金表を下記に示します。

下水道使用料金表（2ヶ月当たり税抜）

区分	基本使用料	従量使用料	
		排出量区分	金額（1m ³ につき）
一般用	1,200円	1m ³ から20m ³ まで	40円
		21m ³ から60m ³ まで	100円
		61m ³ から100m ³ まで	150円
		101m ³ から200m ³ まで	200円
		201m ³ から	230円
公衆浴場	1,200円	1m ³ から	40円

【2か月で50m³使用した場合】

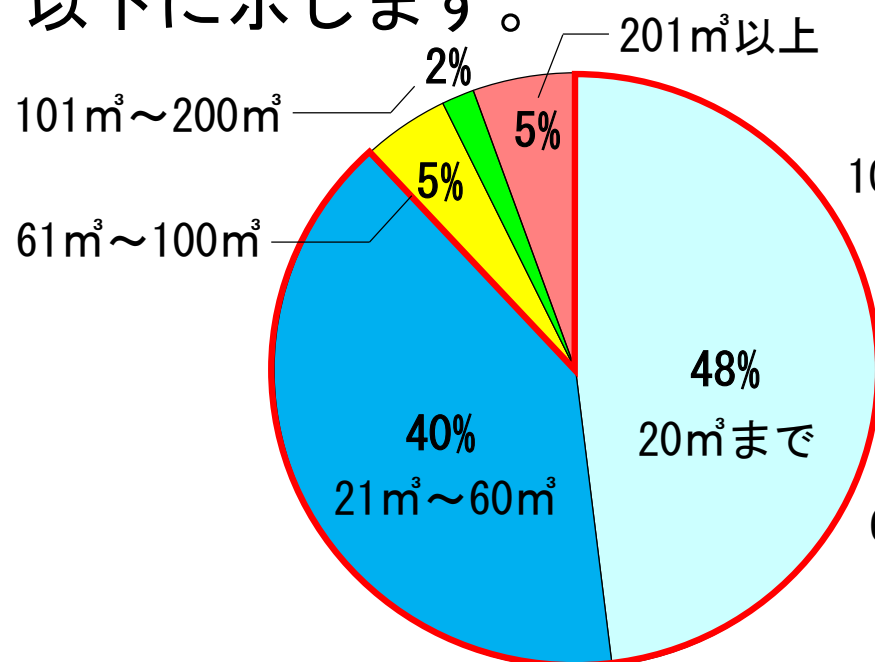
				50m ³		
基本使用料			従量使用料			
1,200円	+	20m ³ × (40円)	30m ³ × (100円)		=	5,000円
		800円	3,000円			

§ 3.使用料改定の方針

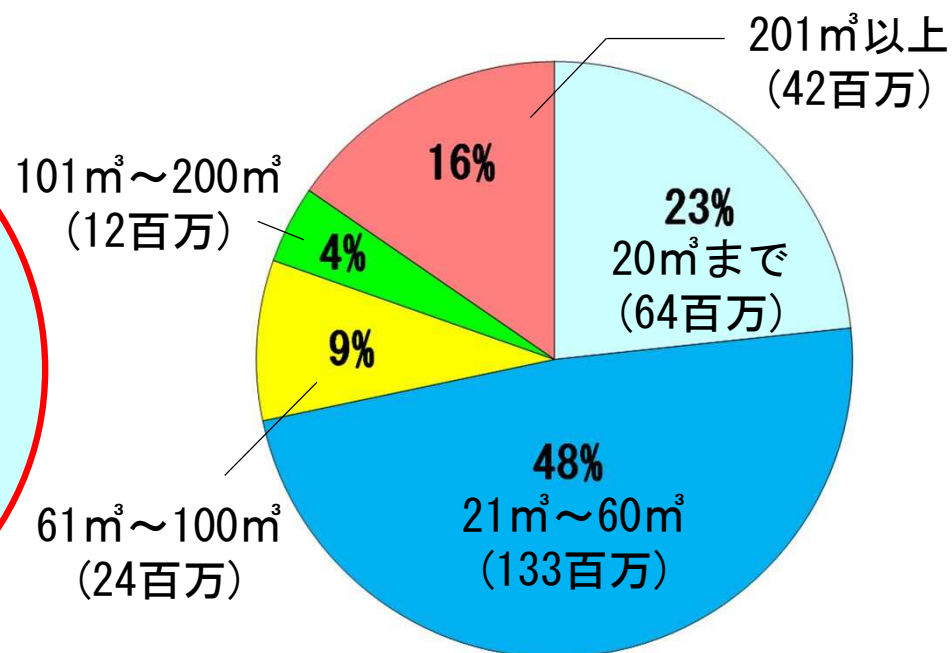
13

3-2. 水量区分の分析

直近5ヶ年の平均水量構成割合及び平均使用料構成割合を以下に示します。



直近5ヶ年の平均水量構成割合



直近5ヶ年の平均使用料構成割合

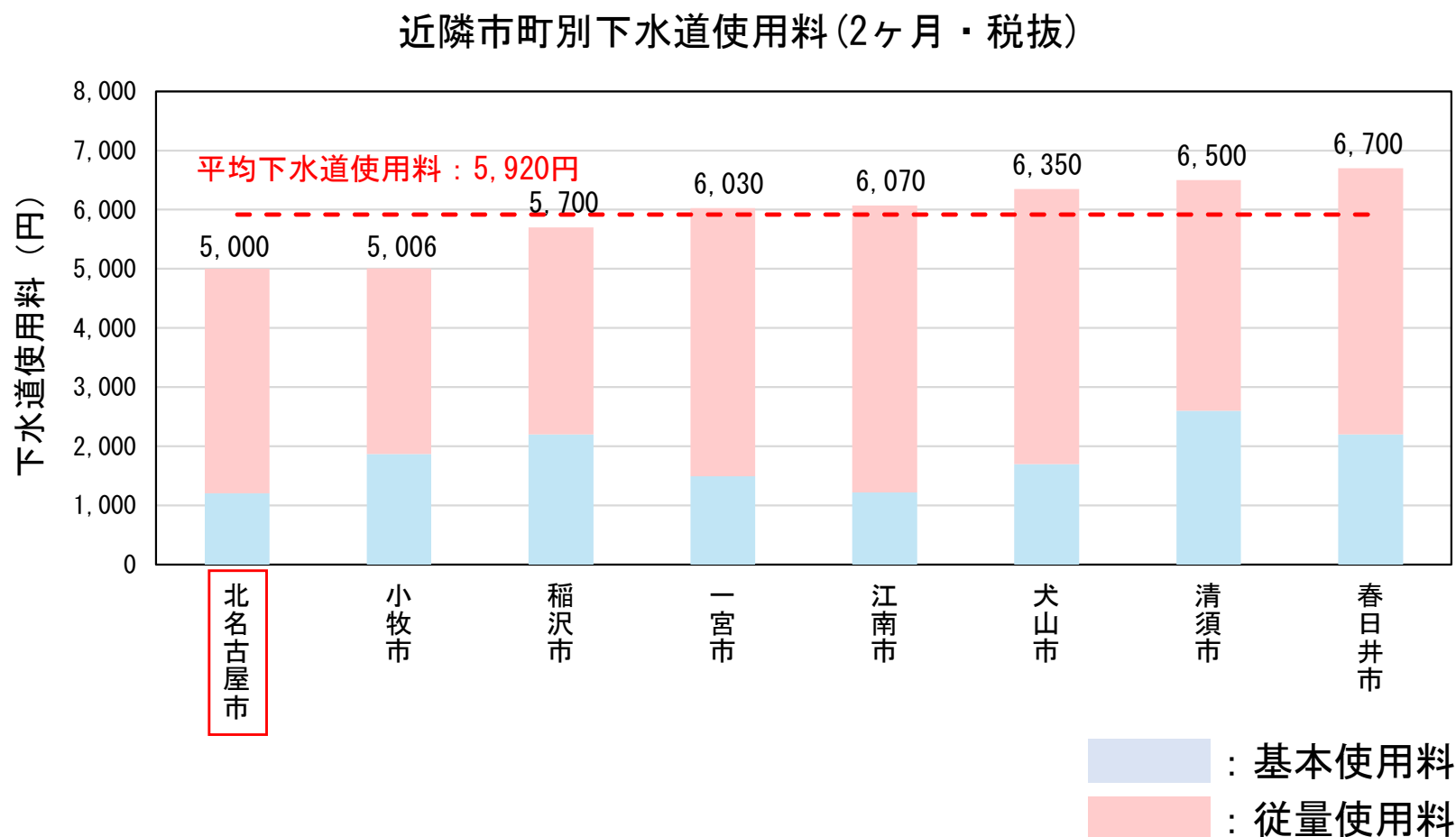
水量区分のうち、60m³までの水量区分が全体の約9割を占めています。そのため、これらの区分における料金改定は、使用料収入に与える影響が非常に大きく、改定にあたっては負担の公平性が偏らないよう慎重に設定する必要があります。

§ 3.使用料改定の方針

14

3-3. 近隣市町の下水道使用料（1 / 2）

近隣市町の下水道使用料(50m³/2ヵ月)を以下に示します。

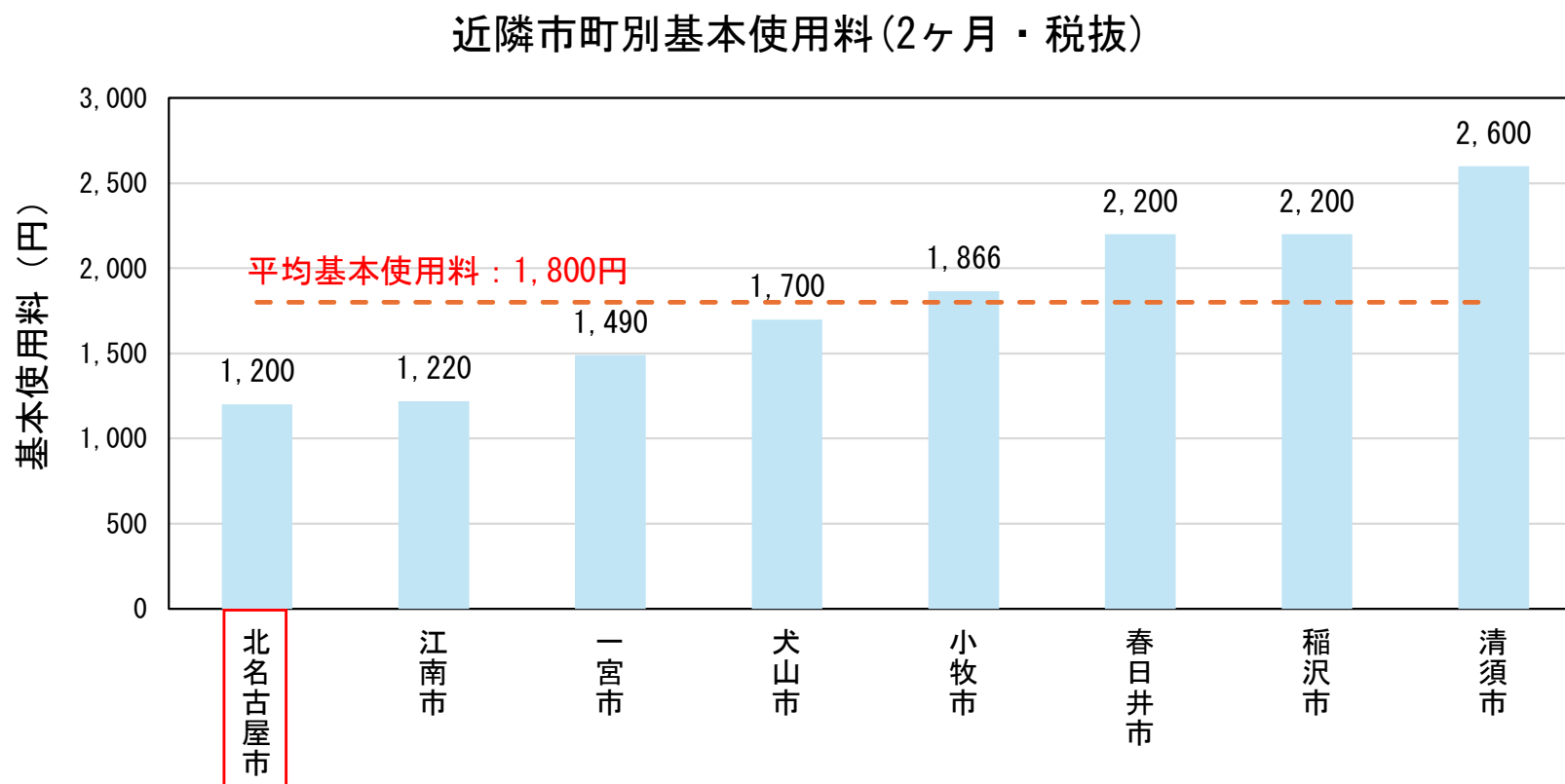


§ 3. 使用料改定の方針

15

3-3. 近隣市町の下水道使用料（2 / 2）

近隣市町の基本使用料を以下に示します。



§ 3.使用料改定の方針

16

3-4. 使用料改定のポイント

1. 維持管理費と償還利息を使用料収入で賄うことを目標とする。
2. 一般会計繰入金のうち、基準外繰入金までを賄えるようにする。
3. 急激な負担増を避けるため、段階的な改定を行う。
4. 使用料単価は、国の標準的な下水道料金の目安である150円/m³とする。
5. 基本使用料を一定程度引き上げ、安定的な収入を確保する。

§ 3.使用料改定の方針

17

3-5. 使用料算定までの流れ

STEP1

【使用料算定期間の設定】

公共料金としての安定性を確保するため、使用料算定期間（一般的には3～5年程度）を設定する。

STEP2

【使用料対象経費の算定】

使用料算定期間内に事業を行う財源として使用料収入の必要額を算定する

STEP3

【使用料対象経費の分解・配賦】

使用料対象経費を性質的に分解し、その性質に応じて基本使用料と従量使用料に配賦する

STEP4

【使用料体系の設定】

必要な使用料収入を確保するための使用料体系を設定する

§ 3.使用料改定の方針

3-6. 【STEP1】 使用料算定期間の設定

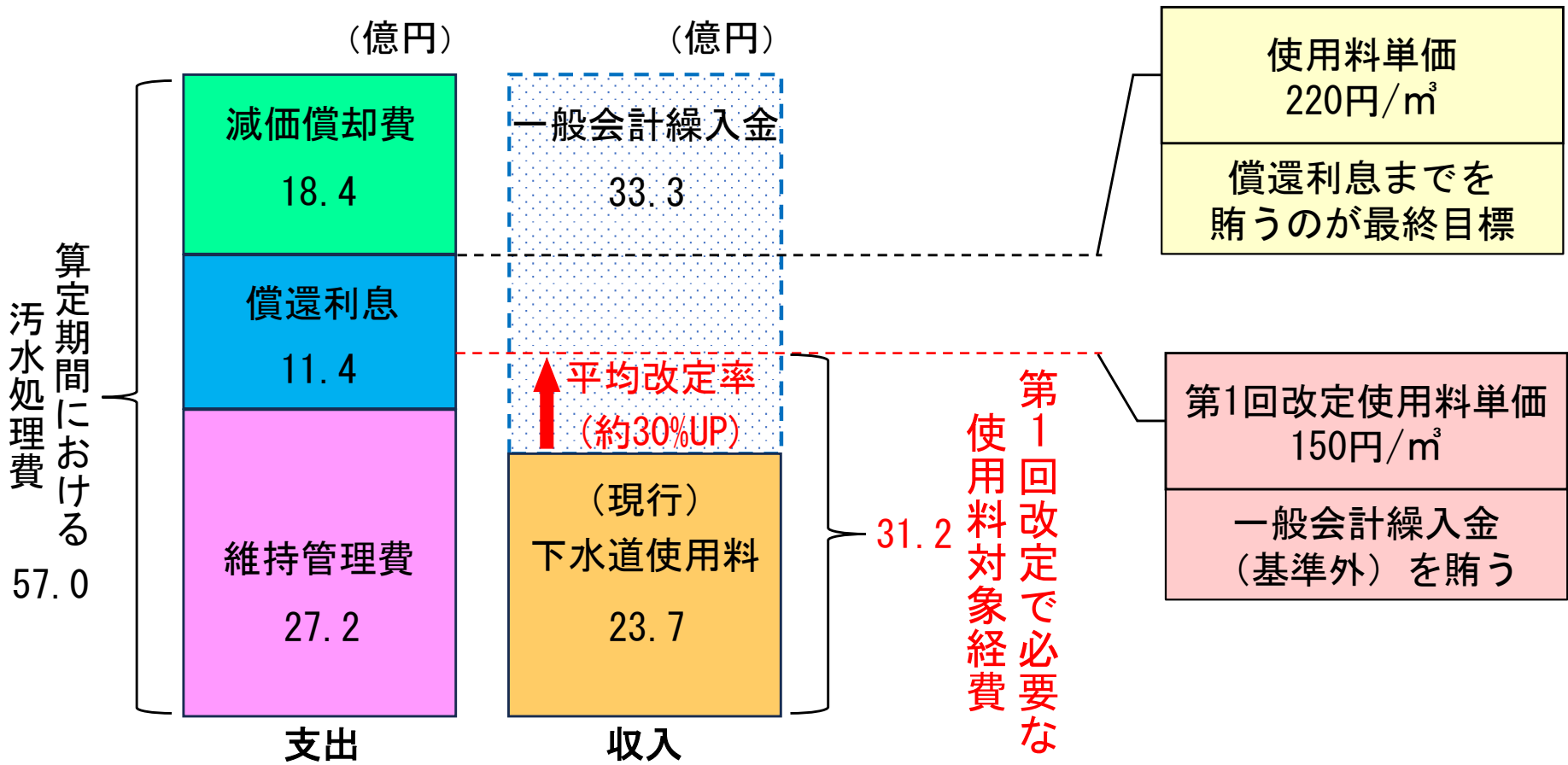
使用料算定期間を経営戦略見直し期間にあわせ、5年間（令和9年～13年）に設定します。

項 目	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年	令和18年
第1回使用料改定			←				→					
			○									
			第1回改定									
第2回使用料改定								←				→
								○				
								第2回改定				
経営戦略	○						○				○	
							見直し				見直し	

§ 3.使用料改定の方針

3-7. 【STEP2】 使用料対象経費の算定

算定期間（5年間）における費用は以下のとおりです。

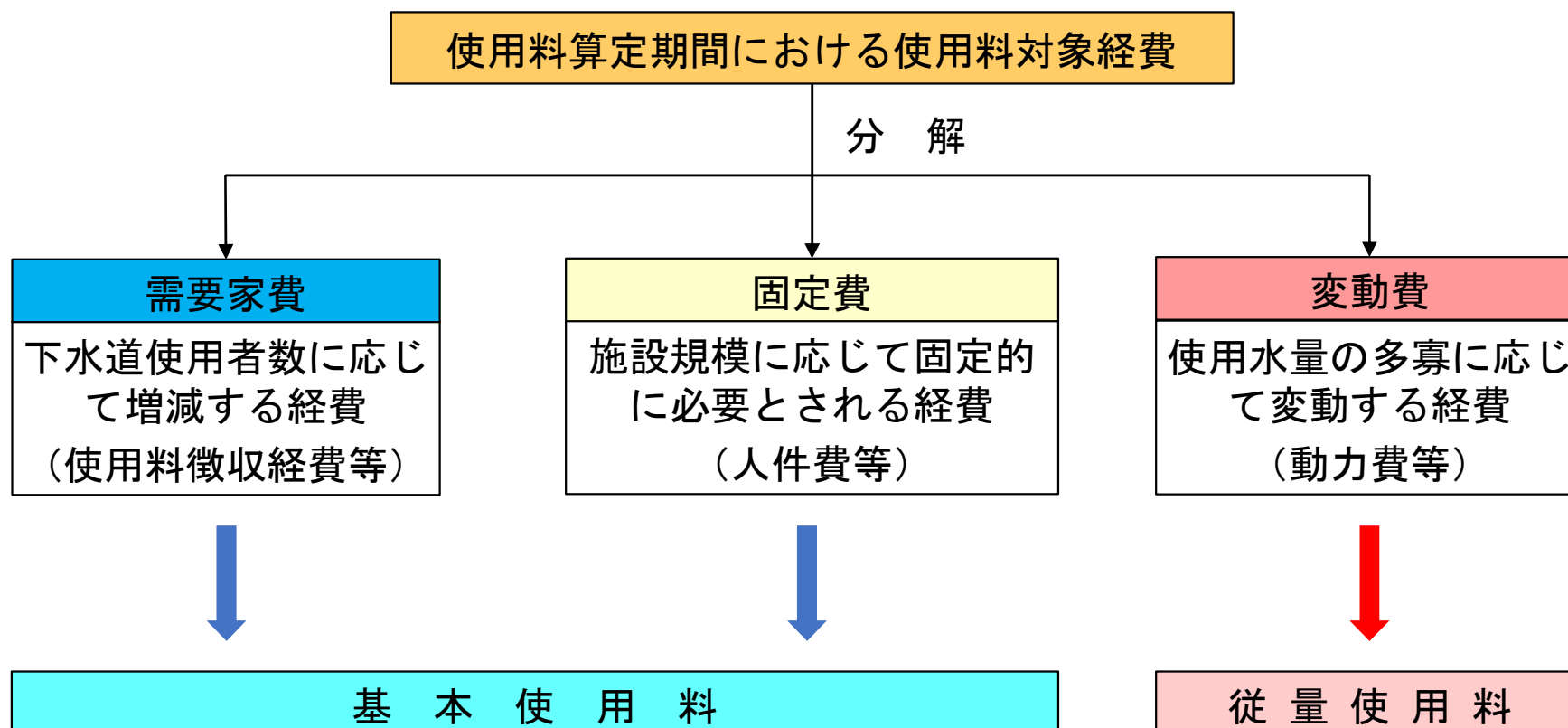


§ 3.使用料改定の方針

20

3-8. 【STEP3】 使用料対象経費の分解・配賦（1/2）

「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、使用料対象経費を性質的に分解し、その性質に応じて基本使用料、従量使用料に配賦します。



§ 3.使用料改定の方針

21

3-8. 【STEP3】 使用料対象経費の分解・配賦（2/2）

使用料算定期間における汚水処理費のうち、「需要家費」「固定費」「変動費」の占める割合を以下に示します。

（単位：千円）

項 目		使用料算定期間（R9～R13）における汚水処理費			
		計	需要家費	固定費	変動費
維持管理費	職員給与費	236,500	0	236,500	0
	流域維持管理負担	2,153,200	0	2,153,200	0
	動力費・光熱費	500	0	250	250
	通信運搬費	2,800	0	1,400	1,400
	修繕・材料費	13,000	0	6,500	6,500
	委託費	116,600	116,600	0	0
	その他	197,500	0	197,500	0
	計	2,720,100	116,600	2,595,350	8,150
資本費	減価償却費	1,839,947	0	1,839,947	0
	支払利息	1,136,812	0	1,136,812	0
	計	2,976,759	0	2,976,759	0
	合計	5,696,859	116,600	5,572,109	8,150
	割合	100%	1%	98%	1%

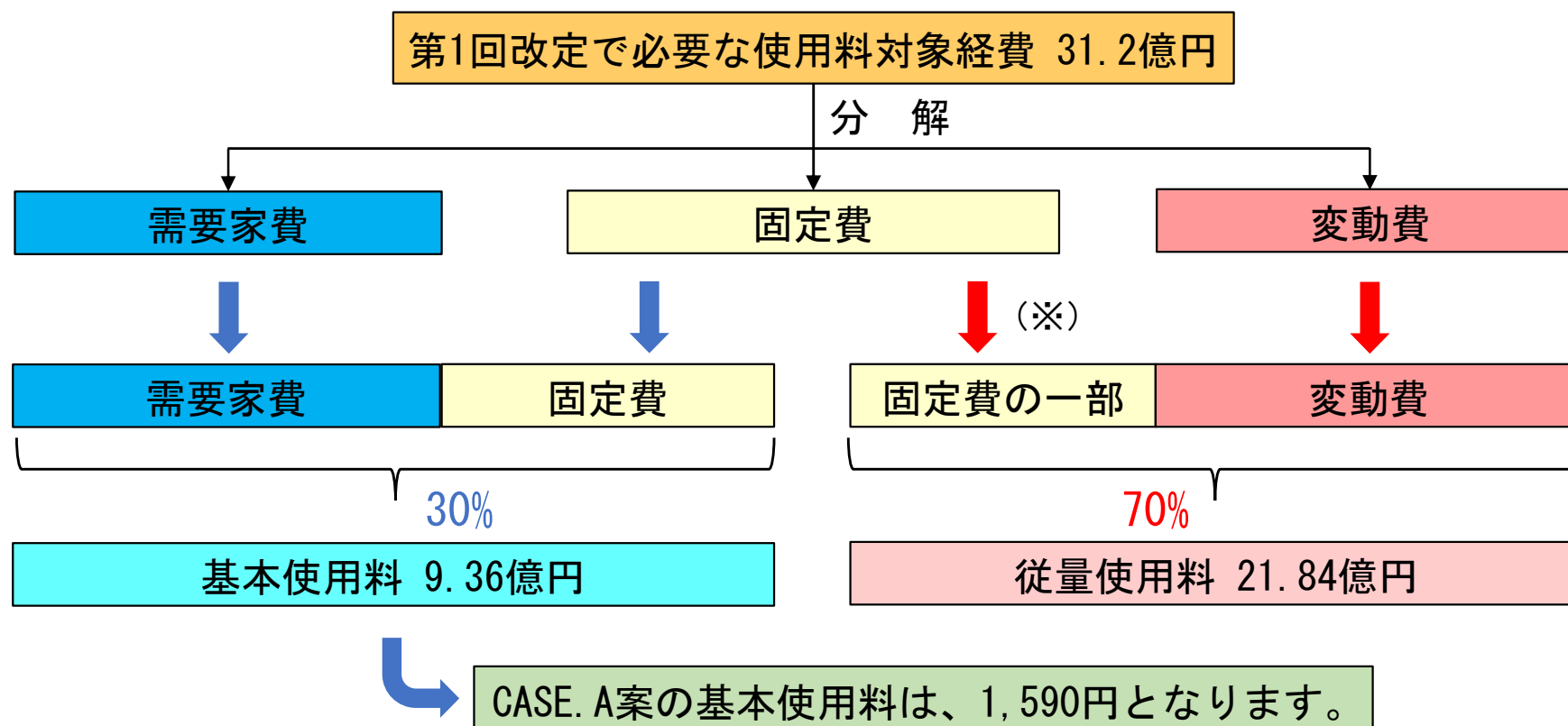
固定費が占める割合は9割以上。そのため、基本使用料が過度に高額とならないよう、固定費の一部を従量使用料へ配賦し、従量使用料によって固定費の一部を回収する方式を採用します。

§ 3.使用料改定の方針

22

3-9. 【STEP4】 使用料体系の設定 (CASE. A)

基本使用料対象費用（需要家費・固定費）と従量使用料対象費用（固定費の一部・変動費）から改定率を設定する案。



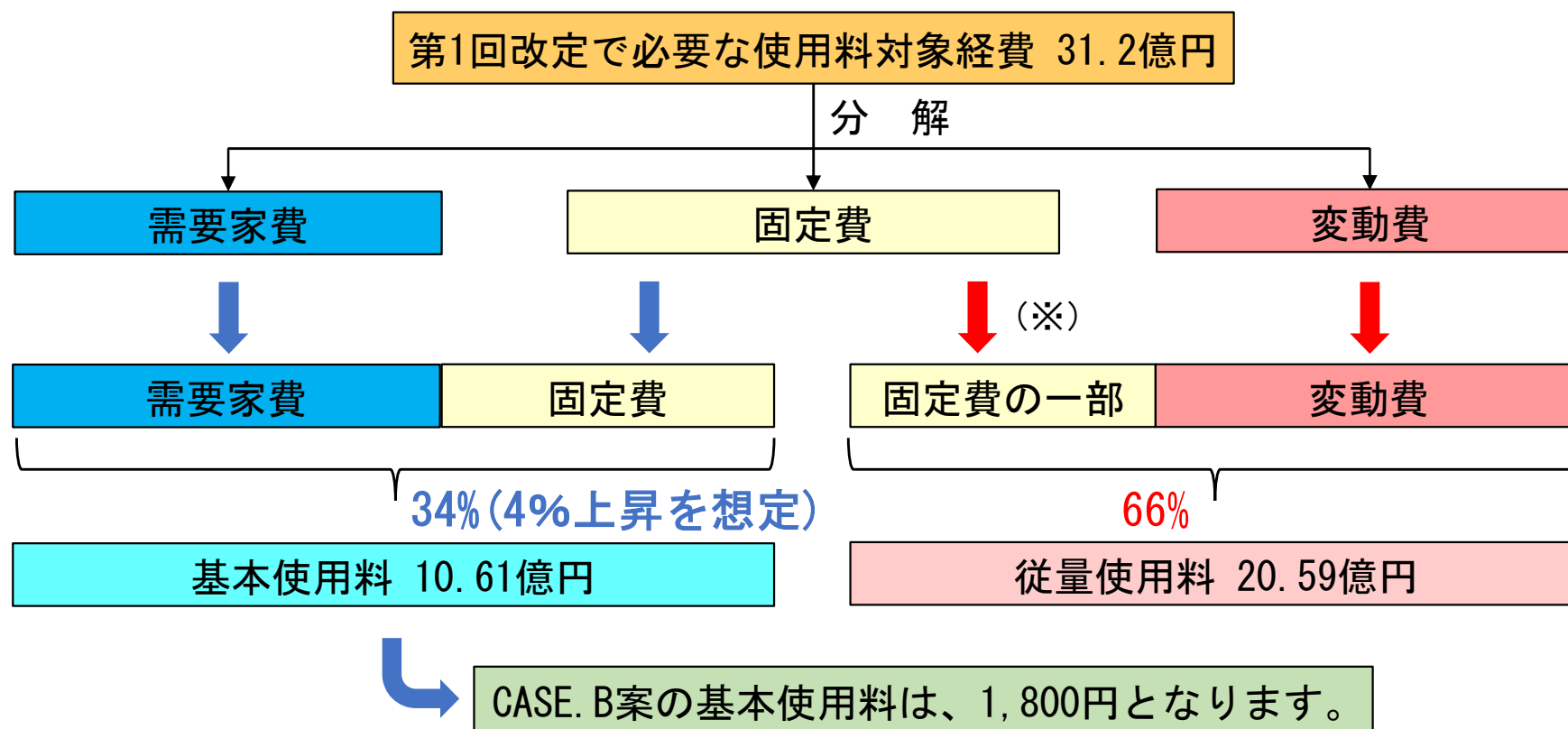
※固定費のうち、流域下水道維持管理負担と減価償却費相当を従量使用料へ配賦。

§ 3.使用料改定の方針

23

3-9. 【STEP4】 使用料体系の設定 (CASE. B)

近年の物価高騰や人件費の上昇などを鑑み、CASE. A案より基本使用料を引き上げて設定する案。



※固定費のうち、流域下水道維持管理負担と減価償却費相当を従量使用料へ配賦。

資本費平準化債とは

下水道施設の費用は会計上、減価償却費として毎年度少しずつ計上されます。一方、借り入れた企業債の返済はまとめて支払う必要があり、減価償却費と返済額に差額が生じ、特定年度の負担が急増することがあります。

資本費平準化債を活用することで、この負担のピークをならし、毎年の財政負担を安定させることができます。

